

内部監査のためのチェックリストの例

この例は、届出蔵置場の貨物管理者が、当該蔵置場での外国貨物の管理等に関する税関手続等が法令遵守規則及び手順書等に基づき適切に行われているか否かについて、自ら定期的に監査を実施する際の参考として作成したものです。

なお、実際の監査においては、法令の遵守状況が適切に確認されているものであれば、形式等は問いません。

注：特定保税承認者が関税法第 50 条第 1 項の規定により届け出た場所（関税法第 42 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる場所）をいいます。

届出蔵置場内部監査チェックリスト

保税地域コード	保税地域の名称		
保税地域の所在地			監査者氏名
監査年月日			
区分	監査項目		判定
貨物管理手続体制(搬出入管理状況)	搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか		
	搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか。		
	搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
	(具体的措置の内容)		
	搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。		
	CPと実際の搬出入手続とは一致しているか。		
	CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
在庫管理状況	帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか。		
	長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか。		
	CPと実際の在庫管理手続が一致しているか。		
	CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
	(具体的措置の内容)		
蔵置管理体制等	保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか。		
	貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか。		
	CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか。		
	CPと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
	(具体的措置等の内容)		

	<p>CPに基づき、外国貨物への不正なアクセスを防止するためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか（施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること）。</p> <p>（具体的措置等の内容）</p>	
	<p>情報セキュリティについて、不正なアクセスの防止及びデータの消失対策のためにどのような措置を講じているか。</p> <p>また、当該措置は効果的であるか。</p> <p>（具体的措置等の内容）</p>	
記帳管理状況	<p>帳簿に必要事項が記載されているか。</p>	
	<p>輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか。</p>	
	<p>CPと記帳手続が一致しているか。</p>	
	<p>CPと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。</p> <p>また、当該措置は効果的であるか。</p> <p>（具体的措置等の内容）</p>	
その他のCPの遵守状況	<p>通報体制の履行状況は適正に行われているか。</p>	
	<p>従業員（下請事業者を含む。）に対する社内研修は十分に実施されているか。またその結果は責任者に報告されているか。</p>	
	<p>社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行なわれているか。またその結果は責任者に報告されているか。</p>	
	<p>社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか。</p> <p>また、当該措置は効果的であるか。</p> <p>（具体的措置の内容）</p>	
	<p>貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か。</p>	
	<p>指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか。</p>	
	<p>その他のCP記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか。</p> <p>また、当該措置は効果的であるか。</p> <p>（具体的措置の内容）</p>	
	<p>総括管理部門は、CPの適切な実施を確保するために必要な業務を行っているか。</p>	
	<p>法令を遵守するために必要な体制が確保されているか。</p>	
<p>NACCSは適時適切に使用されているか。</p>		

その他	貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか。	
	問題となる業務委託はないか。	
	税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か。	